

(公 印 省 略)

分医発第1763号
令和7年8月7日

各郡市等医師会学校保健担当理事 御中

大分県医師会常任理事 安 藤 昭 和

いじめ重大事態調査に係る調査委員候補者を対象とした研修会の
実施について（周知依頼）

今般、こども家庭庁ならびに文科省より各職能団体宛に標記事務連が発出された旨、
日本医師会から別紙のとおり連絡がありましたので、貴会会員への周知方ご高配の程
よろしくお願い申し上げます。

日医発第733号(健I)
令和7年8月5日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺弘司
(公印省略)

いじめ重大事態調査に係る調査委員候補者を対象とした研修会の実施について
(周知依頼)

平素、本会学校保健事業に関し、種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、こども家庭庁支援局総務課ならびに文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から本会あて、いじめ重大事態調査に係る調査委員候補者を対象とした研修会の実施について、別添の通り周知依頼がありました。

文部科学省では「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しています。今回ご案内する研修会の内容は、このガイドラインの趣旨・ポイントに関する説明や、いじめ調査アドバイザーによる調査手法に関する講義等となっております。今後、いじめ重大事態調査の調査委員となることが想定される方々におかれましては、ご参加についてご検討いただければと存じます。

研修会プログラム、申込については下記URLをご参照ください。

本件につきまして、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(研修会プログラム)

<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa/kenshukai>

(申込フォーム)

<https://forms.office.com/r/MMf7CNyx71>

事務連絡
令和7年7月31日

各職能団体 御中

こども家庭庁支援局総務課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめ重大事態調査に係る調査委員候補者を対象とした研修会の実施について

平素より、こども政策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

この度、こども家庭庁において、文部科学省との協力の下、標記研修会を行いますので、貴団体におかれては、傘下の団体及び会員等に対し、本研修会の周知について御協力いただくようお願いいたします。

また、いじめ重大事態調査の実施に当たり、学校の設置者等から調査委員の推薦依頼があった場合には、円滑に調査組織が立ち上がるよう、引き続き御協力をお願いいたします。

記

1. 趣旨

学校におけるいじめ対策については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき実施されており、法第28条第1項に規定されるいじめの「重大事態」が発生した場合、学校設置者又は学校において、事実関係を明確にするための調査（以下「いじめ重大事態調査」という。）を行うこととされています。

文部科学省では、法や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂。以下「ガイドライン」という。）を策定しており、学校の設置者や学校に対して、これらに基づいた対応を依頼しているところです。

また、いじめ重大事態調査については、例えば、自治体等によっては調査経験がなく、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、いじめを受けた児童生徒側の納得が得られなかったりするなどの課題が指摘されています。このような課題を踏まえ、こども家庭庁では、令和5年9月から「いじめ調査アドバイザー事業」を開始し、いじめ重大事態調査について、自治体等からの要請に応じ、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選

に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行っています。

この度、これらの取組と併せ、いじめ重大事態調査の調査委員となることが今後想定される方々を対象に、ガイドラインを踏まえた調査が行われるよう、ガイドラインの趣旨・ポイントに関する説明や、いじめ調査アドバイザーによる調査手法に関する講義等を内容とする研修会を開催します。

2. 開催日程

以下の日程で開催します。

(1) ブロック別研修会（各日とも13：00～16：00を予定）

団体から推薦を受けた調査委員候補者等を対象に、地域別にガイドラインに基づく調査手法に関する講義等を、いじめ調査アドバイザー等により実施します。

- | | |
|----------------|---------------|
| ①北海道（北海道札幌市） | 令和7年10月20日（月） |
| ②東北（宮城県仙台市） | 令和7年12月 5日（金） |
| ③関東甲信越（東京都区部） | 令和8年 1月20日（火） |
| ④東海北陸（愛知県名古屋市） | 令和7年10月 2日（木） |
| ⑤近畿（大阪府大阪市） | 令和8年 1月30日（金） |
| ⑥中国（広島県広島市） | 令和7年11月25日（火） |
| ⑦四国（香川県高松市） | 令和7年12月 1日（月） |
| ⑧九州沖縄（福岡県福岡市） | 令和7年12月 9日（火） |

※関東甲信越及び近畿については中央研修会と同日開催のため
14：15～16：15を予定

(2) 中央研修会（各日とも11：00～14：00を予定）

団体から推薦を受けた者等を対象に、各地域において、重大事態調査実施に際しての人選や調査手法について助言が行える人材の育成を目的とした講義等をいじめ調査アドバイザー等により実施します。

- ①東京会場（東京都区部） 令和8年 1月20日（火）

※ブロック別研修会（関東甲信越）と同日開催

- ②大阪会場（大阪府大阪市） 令和8年 1月30日（金）

※ブロック別研修会（近畿）と同日開催

3. 開催形式

会場形式（対面による実施）で実施します。

※参加会場の詳細については、申込の際に御登録いただいたメールアドレスに御連絡いたします。

4. 参加対象者

原則、以下の方を想定していますが、こども家庭庁による参加基準はありませんので、各団体において適宜御判断願います。

- ①団体から本研修会参加の推薦を得た者
- ②団体内の周知により自ら研修会参加を希望した者

なお、ブロック別研修会では、開催時間内において、飲食を伴わない形態による調査委員候補者と近隣の教育委員会関係者との情報交換会も併せて予定しています。

5. プログラム及び参加申込方法

プログラムについては別添資料1及びこども家庭庁ホームページを御確認ください。また、申込は以下に記載の専用フォームよりお願いいたします。

(こども家庭庁ホームページ)

<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa/>

(申込フォーム)

<https://forms.office.com/r/MMf7CNyx71>

6. 添付資料

(資料1) 開催案内「いじめ重大事態調査に係る調査委員候補者を対象とした研修会について」

(資料2) 事務連絡「こども家庭庁いじめ調査アドバイザー事業の活用について」

【本件連絡先】

こども家庭庁支援局総務課地域支援係

電話：03-6862-0367

E-mail：ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

いじめ重大事態調査の調査委員の 候補者向け研修会を開催します

学校におけるいじめ対策については、いじめ防止対策推進法に基づき実施されており、同法第28条に規定されるいじめの「重大事態」が発生した場合、学校設置者又は学校において、事実関係を明確にするための調査を行うこととされています。

文部科学省では、法や「いじめの防止等のための基本的な方針」等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しており、学校の設置者や学校に対して、これらに基づいた対応を依頼しているところです。

また、こども家庭庁では令和5年9月から「いじめ調査アドバイザー事業」を開始し、自治体等からの要請に応じ、重大事態調査の調査委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行っています。

これらの取組と併せて、この度、**重大事態調査の調査委員となることが今後想定される方々を対象に、ガイドラインの趣旨・ポイントや調査手法等に係る研修会を開催**することとしました。

今後、重大事態調査の調査委員となりうる方々におかれては、奮って御参加いただくよう心よりお願い申し上げます。

主催 こども家庭庁（協力：文部科学省）

開催日程 1. ブロック別研修会

調査員候補者を対象にガイドラインに基づく調査手法に関する講義

- | | |
|----------------|---------------|
| ①北海道（北海道札幌市） | 令和7年10月20日（月） |
| ②東北（宮城県仙台市） | 令和7年12月5日（金） |
| ③関東甲信越（東京都区部） | 令和8年1月20日（火） |
| ④東海北陸（愛知県名古屋市） | 令和7年10月2日（木） |
| ⑤近畿（大阪府大阪市） | 令和8年1月30日（金） |
| ⑥中国（広島県広島市） | 令和7年11月25日（火） |
| ⑦四国（香川県高松市） | 令和7年12月1日（月） |
| ⑧九州沖縄（福岡県福岡市） | 令和7年12月9日（火） |

2. 中央研修会

重大事態調査実施に際しての人選や調査手法について助言が行える人材の育成を目的とした講義

- | | |
|---------------|--------------|
| ①東京会場（東京都区部） | 令和8年1月20日（火） |
| ②大阪会場（大阪府大阪市） | 令和8年1月30日（金） |

※いずれもブロック別研修会（関東甲信越、近畿）と同日開催

プログラム（予定）

1. いじめ調査アドバイザーによる、いじめ重大事態調査における調査手法等に関する講義
2. こども家庭庁、文部科学省による行政説明
3. 研修会参加者と教育委員会関係者との情報交換

いじめ調査アドバイザーについて

いじめの重大事態調査については、例えば、自治体によっては調査経験がなく、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、被害児童生徒側の納得が得られなかったりするなどの課題が指摘されています。

このような課題を踏まえ、いじめ調査アドバイザーは、いじめの重大事態について自治体や学校の設置者からの要請に応じて、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行います。

※ いじめ調査アドバイザーの業務は、自治体や学校の設置者に対し、いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会の人選や調査方法に係る助言を行うものであり、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査委員会に代わって直接事案の調査や調停等を行うものではありません。

いじめ調査アドバイザー名簿

（令和7年7月1日現在）

※五十音順 敬称略

氏名	所属
石川 悦子	こども教育宝仙大学 教授
石隈 利紀	東京成徳大学 教授
伊藤 美奈子	神戸女子大学 教授
栗山 博史	弁護士（神奈川県弁護士会所属）
中田 雅章	公益社団法人日本社会福祉士会 前副会長
森本 周子	弁護士（第二東京弁護士会所属）
八並 光俊	東京理科大学 名誉教授 日本生徒指導学会 会長
渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事

申込・その他

研修会の詳細及び申込はQRコードより参照願います。

【こども家庭庁HP】
研修会の詳細について



【こども家庭庁】いじめ重大事態調査に
係る研修会申し込みフォーム



本件に関するお問合せ

こども家庭庁支援局総務課地域支援係
メール：ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

事務連絡
令和7年4月30日

各都道府県・各市区町村 こども政策関係窓口
各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

こども家庭庁支援局総務課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

こども家庭庁いじめ調査アドバイザー事業の活用について（再周知）

平素より、こども政策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記については、こども家庭庁において、令和5年9月から運用を開始しておりますが（令和5年9月5日付け事務連絡「いじめ調査アドバイザーの運用開始について（周知）」参照）、令和7年度に入り、各自治体等における担当者の異動などを踏まえ、改めて周知させていただきます。

いじめの重大事態調査については、例えば、自治体等によっては調査経験がなく、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、被害児童生徒側の納得が得られなかったりするなどの課題が指摘されています。

このような課題を踏まえ、いじめ調査アドバイザーは、いじめの重大事態調査について、自治体等からの要請に応じ、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行っています。教育委員会等においては、自らが主体となって調査を行う場合だけでなく、学校が主体となって調査を行う場合においても、積極的な活用を御検討ください。また、活用にあたっては、別紙を御確認ください。

なお、助言後のフォローアップ及びいじめ調査アドバイザー事業の運用改善のため、活用後3カ月をめぐりにアンケートに御協力をお願いします。

※ 本事業は、いじめの重大事態調査及び再調査における人選や調査方法に係る助言を行うものであり、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査組織に代わって直接事案の調査や調停等を行うものではありませんので、その点御留意ください。

本事務連絡について、都道府県教育委員会担当課におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して周知していただくようお願いいたします。

【添付資料】

- ・ 令和 7 年度こども家庭庁いじめ調査アドバイザー事業の活用について
- ・ こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー名簿（令和 7 年 4 月 1 日時点）
- ・ 相談票（様式）

【本件連絡先】

＜いじめ調査アドバイザー事業の運用や相談に関すること＞

こども家庭庁支援局総務課地域支援係

電 話：03 - 6862 - 0367

E-mail：ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

＜いじめ防止対策推進法の解釈その他いじめ防止対策に関すること＞

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係・いじめ対策支援係

電 話：03 - 5253 - 4111（内線：3298）

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

令和7年度 こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー事業の活用について

<主な事業の目的・運用について>

- ◆いじめの重大事態について自治体等が設置する調査組織の立ち上げ等に関して、「第三者性の確保」の観点から助言等を行うために、こども家庭庁にいじめ調査アドバイザーを設置しています。
- ◆いじめ調査アドバイザーへの相談は、原則としてこども家庭庁を通じて行います。（こども家庭庁で対応できる相談内容については、こども家庭庁において対応します。）
- ◆相談内容やいじめ調査アドバイザーからの回答については、文部科学省にも共有させていただきます。

<相談要件・窓口・方法について>

相談可能な 団体

- 都道府県、指定都市及び市区町村首長部局
（都道府県の私立学校主管課含む）
- 都道府県、指定都市及び市区町村教育委員会
- 附属学校を置く国公立大学法人
- 小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体

※指定都市を除く**市区町村の首長部局・教育委員会は、都道府県首長部局・都道府県教育委員会を通じて御相談ください。**

（文部科学省への重大事態の発生報告のルートに準じて御相談ください。）

※各自治体等が設置したいじめの重大事態調査委員会の委員から御相談がある場合は、上記の各団体を通じて御相談ください。

相談の窓口

ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

相談の方法

所定の相談票（Excel）に記入し、**重大事態の発生報告書※1**や**相談に必要な関連資料※2**を添付の上、上記メールアドレスに送信

※1 令和6年3月15日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「いじめ重大事態に関する国への報告に関する様式等の見直しについて（依頼）」の様式1と同じ

※2 地方いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針、相談事案に関する対応資料等（会議録及び対応記録等）、助言に際し参考となる関連資料

相談可能な事項

✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る
人選に関すること

・事案に応じた職能団体の紹介について
・職能団体への適切な当たり方について
など

✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る
調査方法に関すること

・中立・公平性のある調査方法について
など

※ 都道府県教育委員会において、人選に関して地域の職能団体の紹介や調査方法に関する助言等が可能な場合には、御対応いただきますようお願いいたします。

※ いじめに関係する児童生徒に対する調査方法のみならず、学校・教職員のいじめに関する案件への対応（教職員による体罰や不適切な指導を含む）に係る検証や、いじめの再発防止の検討に当たっての調査方法等の相談も可能です。

相談の流れ（イメージ）

①相談票
にて相談



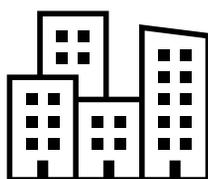
②こども家庭庁で
相談内容を確認



③いじめ調査
アドバイザーに照会



自治体等



こども家庭庁



いじめ調査
アドバイザー

⑥回答



⑤こども家庭庁で
回答内容を確認



④いじめ調査
アドバイザーから
回答を受領

※ 迅速に回答できるよう、相談の際に、相談票に加えて、重大事態発生報告書、関連資料の御提出をお願いいたします。

※ 相談いただいてから回答までには、いじめ調査アドバイザーにおいて事案を把握し、相談への回答を検討するために一定の時間を要します。回答時期の希望がある場合は、御相談ください。

※ 相談内容、回答については、文部科学省とも共有します。

いじめ調査アドバイザー

✓ 法律（弁護士）、医療（医師）、心理（臨床心理士・公認心理師・学校心理士）、教育（大学教員）によって構成されています。

✓ 最新のいじめ調査アドバイザーの情報については、こども家庭庁ホームページを御覧ください。



<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa/>

相談に当たっての留意事項（必ずお読みください！）

- 本事業は、いじめの重大事態調査及び再調査に係る「第三者性確保（人選や調査方法）」に関する助言を行うものであり、重大事態調査に係る基本的事項をはじめ、対応全般についての助言を行うものではありません。また、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査組織に代わって直接事案の調査や調停等を行うものでもありません。
- 本事業は、相談元の相談内容に応じてアドバイザーの専門的観点から助言を行うものであり、いじめ防止対策推進法等に基づき、各相談元において最終的な判断・対応を行うこととなります。
- いじめ調査アドバイザーの助言については、あくまでも相談元から提供された情報、資料等を前提に行政間において相談元に対して行うものであり、いじめ調査アドバイザーへの相談を外部に公開することを前提としているものではありません。そのため、回答は、具体的事実関係等によっては結論が異なる場合もあり、一般化できるものとは限らないため、このような事情を考慮せずに第三者にいじめ調査アドバイザーへ相談したことや回答が示された場合、様々な誤解を生むことになりかねません。よって、助言に関する情報の取扱いには十分御留意ください。
- いじめ重大事態調査に係るいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの解釈については、文部科学省にお問い合わせください。
- その他の御不明な点は、こども家庭庁までお問い合わせください。

本事業の実施に関するお問合せ

こども家庭庁支援局総務課地域支援係

メール：ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

電話：03-6862-0367

こどもまんなか

こども家庭庁

こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー名簿

石川 悦子 こども教育宝仙大学 教授

石隈 利紀 東京成徳大学 教授

伊藤 美奈子 神戸女子大学心理学科 教授

栗山 博史 弁護士（神奈川県弁護士会所属）

中田 雅章 公益社団法人日本社会福祉士会 副会長

森本 周子 弁護士（第二東京弁護士会所属）

八並 光俊 東京理科大学 名誉教授
日本生徒指導学会 会長

渡辺 弘司 公益社団法人日本医師会 常任理事

（令和7年4月1日現在 五十音順 敬称略）